

学校給食費保護者負担額の改定について

区 分	改定後	現 行	1月当たりの増額
小学校低学年	3,845 円	3,500 円	345 円
小学校中学年	4,067 円	3,700 円	367 円
小学校高学年	4,289 円	3,910 円	379 円
中 学 校	4,768 円	4,350 円	418 円

令和元年5月30日付けで教育長から狛江市立学校給食費検討会会長に対し「狛江市立学校給食費に関して意見を求めることについて」依頼があり、同検討会において3回にわたり検討を行い、令和元年7月16日付けで「狛江市立学校給食費検討会意見書」が提出された。

同意見書では、給食費の改定は、平成26年4月に消費税が引き上げられたことに伴い消費税相当分を引き上げる改定を行ったが、実質的な引き上げは平成11年9月の改定以降行っておらず、その間物価上昇に対して現場努力だけでは対応しきれなくなっていることから上記のとおり改定することが適当であるとの意見が出された。

同意見書を受け、令和元年8月8日に開催された令和元年狛江市教育委員会第8回定例会において狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の制定について承認され、令和2年4月1日から小学校及び中学校の学校給食費保護者負担額を改定する。